

軽自動車税(種別割)、固定資産税(第1期)の納期限は6月2日(月)です。

納付書に印字された「QRコード」を利用した納付も可能です。



軽自動車税（種別割）には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。申請は、毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは、お早めに税務課 課税係へ申請してください。

■申請期限 6月2日(月)まで

■持参するもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（コピー不可）
- ②運転者のかたの運転免許証
- ③自動車検査証または軽自動車届出済証
- ④納税通知書
- ⑤納税義務者のかた（法人を除く）の個人番号確認および身元確認書類

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税（種別割）の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、マイナンバー（個人番号）または法人番号の記入が必要となります。個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認および身元〈実存〉確認）が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



Q 軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた…



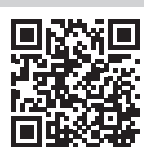
A 4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず、軽自動車税（種別割）が課税されている場合は、税務課 課税係までご連絡ください。

問合せ＝税務課 課税係 ☎76-5131

5月は自動車税（種別割）の納期です。スマホ決済アプリ等がご利用いただけます！

自動車税（種別割）の納期限は6月2日(月)です。納税通知書は5月上旬にお手元に届く予定です。納税通知書等に記載された地方税統一QRコード（eL-QR）によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です。（りそなグループアプリ、auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、PayB、ファミペイ、楽天銀行アプリなど）また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

●問合せ 自動車税コールセンター（☎0570-012-229）



地方税お支払サイト

胃内視鏡検査（胃カメラ）の対象者が拡大しました！

町の胃がん検診は、これまでに実施していた胃部エックス線検査（バリウム）、胃がんリスク検診（血液検査）に加え、令和6年度より胃内視鏡検査（胃カメラ）を実施しています。

胃内視鏡検査（胃カメラ）の対象者は下記のとおりとなりますので、ご確認のうえ受診してください。

【対象者】

令和8年4月1日時点で、年齢が50・52・54・56・58・60・62・64・66・68・70・72・74歳のかた

【実施期間】 5月1日～令和8年3月31日

【受診方法】 指定医療機関に予約

【自己負担額】 3,000円

※検診時に疑わしい部位が見つかった場合、精密検査に該当する生検（組織の採取）を行う場合

合があります。生検については保険診療となり、別途自己負担金が発生します。

【その他】

胃部エックス線検査（バリウム）、胃がんリスク検診（血液検査）、胃内視鏡検査（胃カメラ）のうち、いずれか1つを受診することができます。受診券は、4月下旬に対象者に発送していますので、ご確認ください。

問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-2855

個別歯周疾患検診の対象者が拡大しました！

令和7年度より、個別歯周疾患検診の対象者を20歳以上のかたに拡大しました。（対象年齢は、令和8年4月1日時点の年齢です。）

初期の虫歯や歯周病は、自覚症状を感じにくく、気づいたときには症状が進行していることがあります。定期的に歯科検診を受けることで、むし歯や歯周病の予防や早期発見・治療をすることができます。この機会にぜひ歯科検診を受けましょう。

【実施期間】 5月1日～令和8年3月31日

【内容】

問診、歯・歯肉および口腔粘膜の状態検査、保健指導

【持参するもの】

マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）や資格確認証、歯周疾患検診受診

券（黄色）※受診券は、4月下旬に送付しています。

【受診方法】

歯周疾患検診指定医療機関に直接予約し、受診してください。

【費用】 無料

※検診後に治療を行う場合は有料になります。

問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-2855

がん患者へのウィッグ、胸部補整具の購入費を助成します！

がん治療中のかたの社会生活を応援し、よりよい療養生活が送れるよう、ウィッグ、胸部補整具の購入費用を助成します。

【対象者】

- ①がんと診断された町民のかたで、治療に伴う脱毛の影響により、ウィッグを購入したかた
- ②がんと診断された町民のかたで、切除その他治療に伴い乳房が変形し、胸部補整具を購入したかた

※町税を滞納していないかたで、過去にこの事業の助成を受けていないかたが対象です。

【助成額】

- ①ウィッグ 上限 30,000円
- ②胸部補整具 上限 20,000円

【助成回数】 1人につき、それぞれ1回限り

【申請期限】 購入日から6か月以内

【必要書類】

- ・申請書兼請求書
- ・がん治療受療証明書またはがん治療を受けていることを証する書類（化学療法、放射線療法または手術に関する説明書、診断書、治療方針計画書など）の写し
- ・ウィッグ、胸部補整具購入の領収書

問合せ＝住民保険課 健康推進係 ☎76-2855